

現場代理人の常駐に係る取扱いについて

1 「特別の理由」により工事現場への滞在が不要な場合

現場代理人については、工事請負契約約款（以下「約款」とい。）第10条第2項で、工事現場に常駐することとなっているが、「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをさす。

この「特別の理由がある場合」とは、次のような当該工事に関する協議や立会等のために現場を離れる必要がある場合である。

- ① 当該工事に関する発注者又は関係機関との協議
- ② 材料の品質検査の立会等、工事施工上止むを得ず現場を離れなければならない場合

こういった場合においては、原則として現場を離れることについて発注者（監督員）の承諾は不要であるが、発注者と常に携帯電話等で連絡がとれることはもちろん、現場代理人が不在であっても現場の運営、取締りについて万全の体制をとることが前提となるとともに、現場を離れる期間は、必要最小限にとどめる必要がある。

2 約款第10条第4項の規定により常駐が不要となる期間

約款第10条第4項では、第2項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の常駐義務を緩和できる旨を規定している。

これにより下記のいずれかに該当する場合は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない。」ものとして取り扱っている。

- ① 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事で工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事現場において作業等が行われていない期間

3 不測の事態において、約款第64条の規定により常駐義務が緩和できる場合

現場代理人又はその親族の急病、事故あるいは慶弔事等が突然的に生じた場合（不測の事態が生じた場合）等については、上記1及び2のいずれにも該当しないが、こういった場合にも例外なく現場代理人に常駐を求めることは現実的でないことから、約款第10条第3項の規定による副現場代理人による代行を求めるとともに、これによりがたい場合は約款第64条（約款に定めのない事項）によることとし、次のとおり取り扱うこととする。（別添フロー参照）

- ① 約款第10条第3項の規定により副現場代理人を設置している場合は、副現場代理人が現場代理人を代行することを監督員に通知のうえ、工事を再開する。
- ② ①によりがたい場合は、現場作業を休止し、原則として現場代理人に代わり社長が常駐するなど、現場の運営、取締りを行う体制が整った段階で発注者に連絡のうえ、工事を再開する。

- ③ ただし、受注者から、現場代理人の一時的な不在状態での工事継続について協議があり、各発注者において、工事の規模・内容等に応じた運営、取締りの難易度や当日の作業内容等によって、現場管理に支障がなく必ずしも現場を休止させる必要がないと認める場合には、受注者が連絡体制の整備等現場の運営、取締りについて万全の体制を講じることを条件として、必要最小限の範囲で現場代理人の不在を認めて差し支えないものとする。
- ④ 上記の受注者からの協議及び協議に対する発注者の回答については、原則として工事打合簿により行うこととするが、緊急の場合は、電話等での協議等によることもできることとする（ただし、事後、受注者から工事打合簿の提出を求めるとともに、協議に対する回答結果を記載した工事打合簿を受注者に交付すること。）。
- ⑤ 現場代理人の不在が概ね1週間を超えると見込まれる場合には、発注者は受注者に対し、現場代理人の変更を求めることとする。

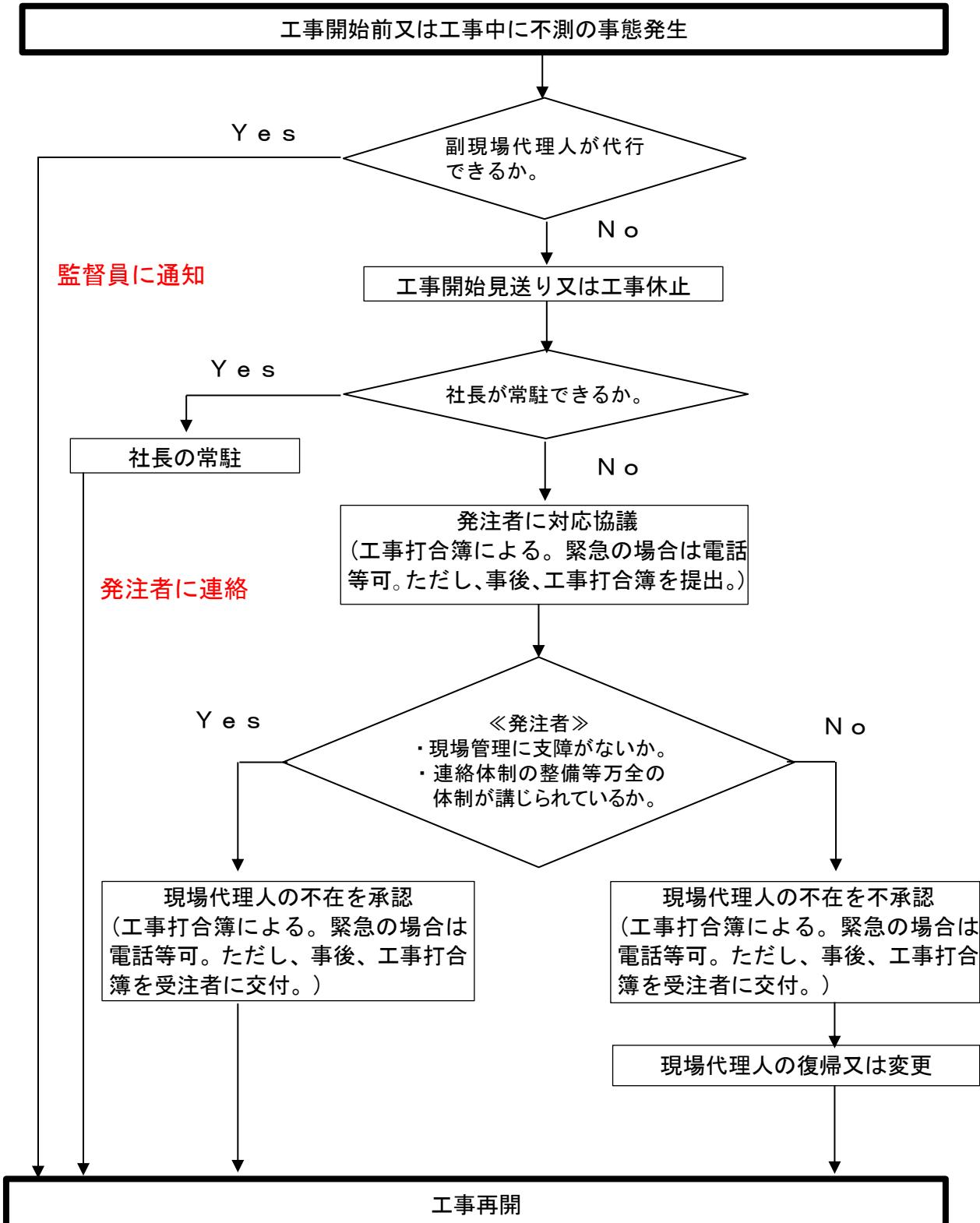
なお、上記以外の場合であらかじめ常駐できないことが分かっている場合は、現場代理人が技術研鑽のため講習等へ出席する場合であれば副現場代理人による代行によることができる。

これ以外の場合は、原則として、現場の休止又は現場代理人の変更等、現場代理人の常駐を義務付けている約款の規定に沿った対応が必要となる。

不測の事態が生じた場合における現場代理人の常駐の取扱いフロー

【不測の事態の例】

- ・現場代理人又はその親族の急病、事故あるいは慶弔事等が突発的に発生した場合



※現場代理人の不在が概ね1週間を超えると見込まれる場合、発注者は現場代理人の変更を求めること。